



## 第7条（契約期間）

本契約の期間は、乙が保育園を運営する限り継続する。但し、乙の事前申し入れにより、本契約の解除ができるものとする。

## 第8条（秘密保持）

乙は、本契約に基づく企業連携により、知りえた甲の従業員の情報を、本人の書面による同意がないかぎり、甲に開示しないものとする。

## 第9条（権利譲渡の禁止）

甲は、本契約において保有する権利及び義務の全部または一部を、第三者に譲渡してはならない。

## 第10条（契約の解除）

甲が権利を放棄した場合は、催告なしにただちに、本契約を解除することができる。但し、その際、乙の保育園へ入園している甲の従業員の子どもがいた場合、乙と、甲の従業員との話し合いで退園するか否かを定めることができる。その場合、子どもを最優先して考えることとする。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らまたはその役員、及び従業員が、「反社会的勢力」（警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団」をいい、以下同じ）でないこと、反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し、保障する。
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求といった違法行為を行なわないことを確約する。
3. 甲および乙が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしにただちに本契約の全部または一部を解除することができる。

## 第12条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。以上、本契約締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

## 第13条

本契約は令和 年 月 日より令和 年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙のいずれかの都合により本契約を解除する場合は1ヶ月前までに相手方に申し出をしなければならない。

期間中に申し出がない場合は、この契約は自動的に継続されたものとする。

年 月 日

甲

住所

会社名（法人名）

代表者名（代表者職及び氏名）

電話番号

---

乙 〒810-0023 福岡市中央区警固2-9-14  
株式会社アルバス  
代表取締役 酒井 咲帆（ボーデ咲帆）  
092-791-9335